

伊方原発をとめる 大分裁判の会ニュース

第9号 2018年7月17日発行
発行：伊方原発をとめる大分裁判の会
〒870-0802 大分市田の浦12組

TEL097-529-5030fax097-532-3772
郵便振替01710-7-167636
E-mail:nonukes@able.ocn.ne.jp
<http://ikata-sashitome.e-bungo.jp/>

伊方原発3号機再稼働を許さない

署名活動をスタートします

9月差し止め仮処分、勝訴を求めて

6月23日第3回定期総会で今年度の方針を決定しました。

当面する直近の課題として、差し止め仮処分裁判が5月24日に結審したこと、裁判長がその中で「9月中に決定を出す」ことを明言しました。

そこで、9月X日までの限られた期日で私たちの会が精一杯やれることは何かを考えました。「伊方原発3号機を止め続ける」ことを県民に広く訴えていくことです。県民の総意として伊方原発3号機の再稼働は反対であることを、裁判長の耳に入るように、私たちの声が届くように訴えていくことです。さしあたり表記の署名活動に取り組みます。

9月県議会に向けて8月末日までの集約です。大変暑い時期ですが真剣な取り組みをお願いします。



広島・松山・山口と連携…4本の矢

伊方原発3号機は昨年10月から定期点検で止まり、さらに広島高裁12.13決定により9月30日までの限定的停止となっています。

これに対し四電は広島高裁に異議審申立てをしています。広島原告団はこの動きを封じるため、広島地裁で新たな裁判を起しました。四国では高松高裁の抗告審、山口では岩国支部で地裁審理が並行して進展しています。広島、松山、山口の裁判闘争と連帯しながら、私たちは大分地裁の取り組みを行っています。大分地裁の決定がこれらの裁判に連動していくことは言うまでもありません。何としてでも、伊方3号機を止め続けるよう求めていきます。

第10回口頭弁論

7月26日(木)

- 14:00 原告団及び傍聴希望者集合
- 14:30 第10回口頭弁論
- 15:00 報告会・記者会見等

*5月24日で審尋が結審したため、口頭弁論のみとなります。

*13:00~ピラ配布及び署名活動を行います。
JR大分駅北口、中央街アーケード入口

第3回定期総会報告

新たな活動方針が決まりました

6月23日14:00～16:45大分市コンパルホール

6月23日、大分市コンパルホールで第3回定期総会が開催されました。60名弱の会員が参加し、運動方針、予算・決算、役員、規約などが承認されました。総会後の「記念講演」では、原告の工藤康紀さんが「福島村ラテ伊体験」を、三上満寿男さんが「元原発技術者としての体験」を各30分間お話し下さいました。素晴らしい学習の場となりました。詳細は、次号以降のニュースで順次紹介させていただきます。私たち原告団に心強い仲間が参加しているのです。

今回、全体の時間設定が窮屈であったために、参加者に十分な発言時間が確保できなかったこと、応援団の物販（ラーメン・カレーを会場後側に積み上げていた）宣伝時間が取れなかったことを事務局としてお詫び申し上げます。総会終了後、会場ちかくのまるちゃんて懇親会を持ちました。

2018年度の活動方針

1 裁判の輪を拡げる

①大法廷の傍聴席を毎回、満席にする

今年度も引き続いて、傍聴者を満席にするために、毎回の口頭弁論時に代理人による意見陳述や原告意見陳述を行い、口頭弁論後に報告会を開催し、参加者が「来てよかった」と思えるような工夫を凝らした内容にし、裁判勝利に向けた意識統一をはかっていきます。

特に9月の仮処分決定は全国的な注目を浴び、広島や松山からをはじめ、全国から支援者などがやってきますから、受け入れ体制の準備などを1週間で全てやり遂げなければなりません。次のたたかいへの出発になる重要な日ですから、大分地裁前を埋め尽くすような体制を取りたいと思いますし、報告集会など、創意工夫した1日にしたいと考えています。

②各地に世話人を設け、原告、応援団、地域住民の交流を生み出し、地域に活動を拡げる

前年度に引き続き取り組みます。映画上映会や「お茶会」などを地域で開催します。

2 応援団活動を充実させる

応援団 300 人を目標に、団員の増員をめざします。

3 財政基盤を固める

応援団員の会費納入率を向上させます。引き続き個人宛の納入状況資料を添付し、納入をお願いします。

4 情宣活動

① 集会、講演会、映画上映、街頭活動などに取り組みます

- ・「311 いのちのわ」集会に積極的に参加していきます。
- ・街頭ビラ撒きを、口頭弁論にあわせて無理をしない程度に実施します。
- ・講演会に取り組みます。8月26日の菅谷松本市長の講演会を成功させます。
- ・映画「日本と再生」上映運動をひきつづき継続しておこないます。
- ・県議会議長あて署名活動を行います。

② ホームページを充実させます。

・引き続きホームページを充実させますので、会員の皆さんの積極的な活用をお願いします。

5 応援団事務局体制を作って、応援団活動を活発化させます

*応援団活動については6ページを参照のこと

経過報告

2017年7月～2018年6月

2017年

主な取り組み

- 7月 1日 第2回定期総会
2日
- 20日 第5回口頭弁論、第8回仮処分審尋、報告集会
- 21日 松山地裁仮処分決定。原告の訴え棄却。事務局より6名が松山へ。
- 8月 4日 裁判の会「拡大会議」
24日
- 26日 映画「日本と再生」上映会 交流会：中津市
- 9月 12日
20日 裁判ニュース第6号発刊
- 10月 3日
11日 第6回口頭弁論、第9回仮処分審尋、報告集会
- 11月 8日 裁判の会「拡大会議」
12日 映画「日本と再生」上映 別府市
14日 映画「日本と再生」上映 中津市
- 12月 7日 第7回口頭弁論、報告集会
ピラ配布行動 12：30～JR大分駅北口
13日 広島高裁勝訴。事務局より1名広島へ。伊方3号機、9月30日まで停止命令。「科学的特性マップに関する意見交換会」大分市：NUMO主催。会員有志が参加し、発言ピラ配布行動 17：00～JR大分駅北口
18日 ホームページ編集部会発足、日々更新作業実施中
20日 第10回仮処分審尋、報告集会
ピラ配布行動 16：30～JR大分駅北口
忘年会 大分市まるちゃん 弁護団との共催

2018年

- 2月 5日 裁判ニュース第7号発刊 *第3次原告大募集
26日 「広瀬隆白熱授業」講演会：大分市
- 3月 1日 第8回口頭弁論、第11回仮処分審尋、報告集会
ピラ配布行動 12：30～JR大分駅北口
11日 311いのちのわ集会とデモ（大分市）
ピラ配布行動 12：00～JR大分駅北口
- 4月 13日 裁判の会「拡大会議」
21日 映画「日本と再生」上映 日田市
26日 ピラ配布行動 17：00～JR大分駅北口
- 5月 19日 映画「日本と再生」上映 別府市
22日
24日 第9回口頭弁論、第12回仮処分審尋（結審）、報告集会
第3次原告136名追加提訴、原告総数514名に
ピラ配布行動 12：30～JR大分駅北口
- 6月 1日 裁判ニュース第8号発刊
15日 裁判の会「拡大会議」
17日

(関連する動き)

映画「日本と再生」上映大分市：Gコープ主催
映画「日本と再生」上映由布市：原っぱcafé主催

映画「日本と再生」上映大分市：保健医協会主催

伊方原発1号機、廃炉作業開始

伊方原発3号機、定期点検に入る

第3回原子力防災訓練：愛媛県主催
佐多岬半島住民ら、海路大分県へ

広島高裁決定、勝訴
伊方原発3号機、停止状態を継続



6.23第3回定期総会「記念講演会」より
講師の工藤康紀さん、三上満寿男さん

伊方原発2号機廃炉、正式決定

映画「『知事抹殺』の真実 大分市：保険医協会主催

2017年度収支報告書

(期間 2017年4月1日～2018年3月31日)

一般会計

収入

科目	2017年度予算	2017年度実績	備考
原告参加費	0	967,670	第3次原告の募集により増加した
応援団会費	500,000	440,660	継続会員及び新規会員分
原告カンパ	400,000	547,208	原告の方にもお願いした
その他のカンパ	700,000	664,689	
前年度繰越金		501,509	予算には前年度繰越金501,509円を記載していなかった
合計	1,600,000	3,121,736	

支出

科目	2017年度予算	2017年度実績	備考
印紙代	0	569,000	第2次原告分
弁護士費用	1,000,000	509,046	弁護団への支払
郵送料	250,000	199,935	裁判ニュース、お知らせ等の郵送料
印刷費	150,000	68,471	ニュース等の印刷費
賃借料		26,230	会議の会場借上げ
報酬	100,000	0	今年度はなかった
宿泊料		0	今年度はなかった
交通費		48,190	広島高裁、松山地裁の決定時に出張
消耗品費		20,684	事務用品
食糧費	100,000	13,955	終日作業日の弁当代
その他		6,000	「311いのちのわ」分担金(PRのため)
資料		0	今年度はなかった
合計	1,600,000	1,461,511	2017年度実質支出額
		1,660,225	翌年度への繰越
		3,121,736	合計

引当金会計

収入

前年度繰越金	1,500,000	0	新たな積み立てはない
--------	-----------	---	------------

支出

	0	0	今年度の支出はない
		1,500,000	翌年度への繰越

2017年度監査報告書

2017年度伊方原発をとめる大分裁判の会の一般会計及び引当金について、会計諸帳簿及び現金出納簿、預金通帳等につき監査を実施したところ、収支はすべての確に処理されており、何ら過誤のないことを認めます。

2018年6月16日

伊方原発をとめる大分裁判の会

会計監査

河野 遼子 

会計監査

中野 護 

2018年度予算

(期間 2018年4月1日～2019年3月31日)

一般会計

収入

科目	2017年度実績	2018年度予算	備考
原告参加費	967,670	150,000	今年度での収入
応援団会費	440,660	600,000	応援団員の拡大に努める
原告カンパ	547,208		
その他のカンパ	664,689	1,000,000	一般にカンパを募る。また、講演会でもカンパを募る
講演会チケット収入	0	110,000	220人×500円
前年度繰越金	501,509	1,660,225	
合計	3,121,736	3,520,225	

支出

科目	2017年度実績	2018年度予算	備考
印紙代	569,000	674,000	第3次原告分
弁護士費用	509,046	1,000,000	弁護団への支払い
郵送料	199,935	280,000	裁判ニュース発行4回分
印刷費	68,471	100,000	裁判ニュース等の印刷費
交通費	48,190	200,000	福岡高裁への出張等
賃借料	26,230	230,000	講演会の賃借料200,000円を含む
消耗品費	20,684	20,000	
宿泊料	0	30,000	講師宿泊料
食糧費	13,955	10,000	
その他	6,000	6,000	「いのちのわ」参加費用
予備費		96,225	
引当金へ積み立て		200,000	裁判の長期化への備え
合計	1,461,511	3,520,225	

引当金会計

収入

科目	2017年度実績	2018年度予算	備考
前年度繰越金	1,500,000	1,500,000	
一般会計から繰入		200,000	裁判の長期化への備え
合計	1,500,000	1,700,000	

支出

科目	2017年度実績	2018年度予算	備考
証人依頼	0	300,000	証人に出廷してもらう場合の経費等、裁判の流動性に備
翌年度繰越金	1,500,000	1,400,000	
合計	1,500,000	1,700,000	

☆総会で議論された主な意見、要望、回答

- ・時間がない、と事務局が言うことで発言の意欲をそいだ。特に会計報告は大切。担当者が説明すべき。
- ・引当金について… 通常の一般会計でやれる以外のもの、裁判長期化で財源枯渇が予想される。弁護士への支払い等、あらかじめ予測できないものにそなえる。
証人申請や専門家の意見書など、お金がないから呼べないでは困る。福岡高裁段階への対応、全国の弁護団学習会への弁護士派遣などのためにお金のプールが必要。
- ・引当金の処理の件 次年度からは決算報告の時に承認を求めるよう、検討します。
- ・応援団物販の利益… 1個千円で500円の利益がでる。利益は裁判の会会計に上納します。
- ・原告団会費の徴収… 任意カンパは受け付ける。財源不足の時に徴収をお願いする。今後とも事務局で検討。当面、応援団の物販に協力することで原告の想いを拡げて欲しい。

応援団活動にご協力をお願いします

① 事務局設置

下記の通り事務局を設置します

伊方原発をとめる大分裁判の会応援団

〒875-0023 臼杵市江無田14組
元気力ネットワーク事務所内

連絡：(伊東俊義携帯) 090-3320-0640

e-mail: itoto@e-bungo.jp

② 事務局員募集

- ・ 応援団の事務及び宣伝活動の出来るひと
 - ・ 技術サポート
(ホームページ作成・メール配信・映写技術等)
- ## ③ 各地の世話人を中心に各地で地域活動をサポートします
- ・ 地域集会の開催

・ 映写会等啓蒙活動の開催

④ 物販活動

(1) ラーメン、カレーの販売

- ・ (棒) ラーメン 4食
 - ・ 半生ラーメン 4食
 - ・ カレー 4食 (チキン&ビーフ)
- 以上3点。 すべて1セット 1,000円

(2) 販売の目的

「裁判の資金調達」と「裁判を知ってもらう」こと。

(3) 販売期間および販売単位

- ・ 販売期間：一定期間 (3週間程度)
- ・ 販売単位：20個以上を1販売単位とする

⑤ 応援団のホームページ立ち上げ

*<http://oita-ouendan.sakura.ne.jp>

・ 宣伝活動及び応援団の募集などを掲載する。

2018年度役員体制

原告団共同代表

松本文六
中山田さつき

弁護団共同代表

徳田靖之
岡村正淳
河合弘之

応援団共同代表

宇都宮陽子
奥田富美子
丸山武志

会計監査

中野護
河野近子

事務局長

小坂正則

応援団

署名キャラバン車が県内を回ります！！



8月初旬から8月末まで。

「どこにいつ」というスケジュールは具体的にはまだ立っていません。お天気模様も関係するので、近々になります。メールニュースでお知らせ予定です。

キャラバン車を見かけたら、ご協力頂けると嬉しいです！(応援団事務局・伊東)

裁判長、一人の人間として判断を

陳述書

原告 上田 健

私は75歳の男性です。少年時代を佐賀関町で過ごし、今は杵築市に住んでいます。それぞれ伊方原発から45km、56kmの距離で、どちらも海風がよく吹く町です。放射能はすぐにも飛んでくるでしょう。佐田岬はすぐ目の前の半島です。

私は美しい風景を見たり、おいしい食べ物を頂いたり、人々と談笑し穏やかな平日を過ごしていると、ふっと福島の人たちのことを考えてしまいます。原発事故後、7年以上にもなりますが、避難者も帰還者も未だに、もがき、苦しんでいます。突然、町を、人々との結びつきを、やりがいのある仕事を、穏やかな日常の暮らしを喪失したのですから。この人たちの口惜しさ、無念さは想像を絶するものだと思います。この無念さは決して「福島の人たちのこと」、などではありません。今、再び日本列島のどこにいても、「自分に起こりうること」の状況が着々と進められています。

福島の人々について、更に悲惨なことが地元紙に報じられていました。筑波大などのチームによる、茨城県に避難した人を対象にしたアンケート調査の結果です。「最近自殺を考えた」が2割、「PTSDの疑い」が4割もあり、被災者の心の傷の深さが浮き彫りとなっています。今なお福島の人々を苦しめていることが、まさしく「人格権」の侵害によるものです。

最近、盛んに南海トラフ大地震について報じられます。1854年の安政大地震でM8.4東海、32

時間後にM8.4南海巨大地震が連動して発生。さらに、この2日後に佐田岬半島西端付近を震源とする伊予西部地震が発生、M7.3~7.5の大地震。南海トラフで地震が発生すれば巨大地震のダブルパンチが伊方原発を襲う可能性があるとされています。人工の建造物の原発など、ひとたまりも無いでしょう。

私はこの「陳述書」を書くに当たり、「大飯原発運転差止請求判決要旨全文」に再度目を通しました。「人格権」をその底流に置いた「主文」から「結論」に至る逐一逐語・逐文、納得させられ、感動させられる樋口裁判長の判決文です。

福島原発事故も無かったかのように、この狭い国土の地震列島で原発を再稼働させようとする愚かさに、改めて情けなさや憤りを覚えます。

明治大法科大学院瀬木比呂志教授の著書を読みました。その中に、「最高裁判所事務総局は、原発訴訟について、きわめて露骨な却下、棄却誘導工作を行っていた」という一文があります。驚くべき「内部告発」とも言えるものです。「まさか、真実ではあるまい」と思いたいところです。しかし、次々と却下される原発訴訟に、多少の疑念と不安も過ぎります。

最後に裁判官のみなさんをお願いします。「裁判所組織の中の裁判官」という立場からの判断ではなく、「一人の人間として、こう思う」という観点からの、「原発」に対する判断をお願いします。

子ども達に負の遺産を残せない

陳述書

原告 上野寛子

私がこの裁判の原告になった一番大きな理由は、「原発は人類との共存ができない。未来の子ども達にとっては負の遺産になる。」と確信しているからです。政府や原発を推進している電力会社は、あたかも原子力を操作できるかのように主張していますが、それは全くのウソです。科学技術に関しては全くの門外漢である私にでも、はっきりウソであると言えます。

原子力発電は、「トイレのないマンションだ」とよく言われています。原子炉内で3~4年発電に使わ

れ、核分裂反応がにぶくなった核燃料のいく先が未だ決まってないのです。国によってはそのまま地中に埋める方法をとっているところがありますが、日本は全ての使用済み燃料を再処理工場などで加工し、再び原発で使うことになっています。そして、再処理後は、「核のごみ」と呼ばれる高レベル放射性廃棄物が残るのに、その「核のごみ」の処分地が未だ決まってないのです。

使用済み核燃料を再処理する六ヶ所村の再処理工場は、当初1997年完成予定だったのに、設備のトラ

ブルなどで24回延期され、いまだに本格稼働ができていません。現在の完成予定は2021年度上半期となっているが、さらに遅れると見られています。

再処理が進まなくても施設には全国の原発から使用済み燃料が搬入され続けました。一度貯蔵プールに運びこまれた燃料は全て再処理されるのが原則らしいです。再処理工場が完成しない限り、燃料はたまり続けます。

そして、再処理工場が本格稼働しはじめても、再処理に伴って産まれる高レベル放射性廃棄物の最終処分場がいまだ決まっていないのです。

そのような状態で原発を稼働している原発政策に以前から疑問を持っていました。

それに加えて、2011年3月に東日本大震災の時に福島原発がメルトダウンしました。7年経った今も、メルトダウンの原因は明確になっていません。東京にオリンピックを誘致する際、安倍首相は「福島はアンダーコントロールされているので、安心・

安全です」と全世界の人々に向けてアピールしました。

それが嘘である、という事は、誰もが知っています。いまだ汚染水は垂れ流し状態であり、底を突き破って燃え落ちたデブリがどこにどのような状態にあるのかも、よくわかっていません。廃炉、廃炉と声高々に言っていますが、廃炉への道筋は絵に描いた餅状態です。とても人間が住める所ではないのに、政府は収束宣言をだして、帰還措置を始めました。事故が起こらなくても原発政策に反対なのですが、事故が起きたあとの政府・電力会社の対応をみていると怒りがわいてきます。

杵築市の対岸にある伊方原発停止のための裁判を大分で起こすことを知り、息子と共に原告になりました。

どうぞ、伊方原発を停止させる判決を心からお願い致します。

災害弱者に想いを寄せて

陳述書

原告 藤井克展

原告の藤井克展と申します。別府市在住で現在68歳です。以前は中学校の教員をしていましたが、今は無職です。

私は伊方原子力発電所の稼働が直ちに中止されることを願っています。私には自然科学的な分析や数値から論を展開する見識や能力もありません。極めて個人的で情緒的な思いを述べることしかできません。

私は高齢者と呼ばれ、加えて視野と右半身に障がいがあります。いわゆる災害弱者です。一昨年熊本・大分地震では、県内に全く係累のない1人暮らしの身にとって、恐れていたことが現実となり、実に不安で心細い思いをしました。地震の直接的被害だけでなく、瞬時に伊方原発のことが浮かんできたからです。

伊方地区では原発の立地場所としては問題があることは周知のとおりです。まだ自然災害に対する安全性も充分確保されていないと聞きます。起こる可能性のある事態も全て想定されていないように思われます。

私は素早い避難行動がとれません。避難のバスに乗り込むことも難儀です。電柱に掲示されている避難場所までゆうに1km以上あります。つぎつぎと心配事が浮かんできます。私と同様な思いで不安な朝を迎えた人も多かったにちがいません。このような状況にある私たちには「危ないから、怖いから」原発をとめて欲しいと願う他ないのです。

私の思いは単純ですが、人間としてまっとうな感覚で、正論だと思っています。国益や資本の論理が優先されてよいはずはありません。私を含めた人類は放射能災害という不条理なもので命を失うことがあってはなりません。万が一の可能性を軽く考えてはなりません。想像力の欠如を「想定外」として片付けるのは誤りです。万が一のことが「フクシマ」で起こったのですから。

また私はゆくゆくは人類は核分裂のエネルギーを放棄すべきだと思っています。多くの人間を大量に殺戮するためにつくりだされたのが「夢のエネルギー」であるはずがありません。「平和利用」という言葉も後付けされた詭弁に思えます。私たちはサピエンスと自らに名付けた名に相応しい「賢い」選択をするべきです。

3.11の映像の中で繰り返し思い出すことがあります。一つは、車椅子の人が押し寄せる津波にまさに飲まれようとするショッキングなものです。もう一つは、子を腕に抱き、口を真一文字に結び、まなじりを決して列車で西へ逃げていく若い母親の姿です。車椅子の人が無事だったかは分かりません。思い出すたび災害弱者となった自分と重ね合わせて考えてしまいます。母子が今どうしているかも勿論知りません。母から子へと無事に、当たり前、普通に命が継がっていることを切に願っています。

本気で地球の未来に責任をもって

陳述書

原告 利光裕子

私は原発に関しては、30年以上前から反対でした。そもそも、悪魔の原爆の元であるウランやプルトニウムが平和利用できるという話にうさん臭さを感じていました。そして何より、火山国、地震国であるという前に、被爆国であるこの国で、それを使うことに酷い嫌悪感をもっておりました。

それを正当化するように、あの震災が起こる前も電力会社の杜撰な管理や隠ぺいなどで、これまで数えきれないほど、原発の危うさを暗示させる事故が新聞の一面に載せられてきました。けれどいつもその時だけで、一向に脱原発への道は定まらず、あの大地震の日を迎えてしまったのです。

でもこの国の人々のいつもの想像力の欠如で、その恐怖も容易に風化していきます。被爆国と言っても苦しみを体験したのは被爆者だけで、我がことにはならず、今回の福島の大惨事も、私たちはテレビで見ただけで、自分の心の中では体験できていないのです。まるでよその国の出来事のように他人事なのです。明日は我が身だとはどうしても想像できない。

だから「もうそろそろいいだろう」と次々と再稼働されていく。それに対して国民は何の声もあげない。

伊方原発が活断層の上にあることも、20年以上前に知り、絶望的になりました。

「安全だ。大丈夫だ。」と言われても、相手は生きている「地球」の話なのです。地中の奥深

くでマグマが猛り狂っている「地球」の話なのです。小さな人間が相手にできるスケールではないのです。

「何かがあるまでは安全です」ということなのでしょう。何かがあっても誰も責任を取らなくてもいいのがこの国のずっと前からの体質ですから、電力会社やその政策を進めた政府やそれを容認する裁判所だけが安全なのでしょう。

原発は人間の手には負えないという危険性はもちろん、維持コストの問題、ごみの問題など、リスクだけを国民に押し付けるものでしかありません。

もう、そろそろ、私達人類は新しい段階に進もうではありませんか。殺戮のための核兵器から、平和利用という欺瞞の原発から脱して、美しい地球が協力してくれるエネルギーを旗印に、地球上に住む全ての命と共存できるエネルギーに向かって、本気で舵を切ろうではありませんか。本当はすぐそこまでそんな日は来ているはずです。

でも、もし、明日にでも巨大地震や、原発の上に爆弾でも落とされれば、一夜にしてすべてが崩れ去ってしまいます。それも何世紀先の未来まで……。

残されている時間はもうないのです。

裁判官の皆さんも、本気で地球の未来に責任をもって判断してください。

瀬戸内海の水産業を守るために

陳述書

原告 日高俊次

私は大学で水産学を専攻し、33年間地方公務員として水産業に携わってまいりました。伊方原発が事故を起こした場合、私たちの市民生活に甚大な被害をもたらすことから、事故を起こす前に一日も早く停止してほしいと思い原告になりました。この陳述書では、水産業に関わってきた立場から私の思うことを書かせていただきます。

原子力発電所は、温廃水を大量に海に流し、周辺の漁場に影響を及ぼします。これは他の火

力発電所でも同じことと言えます。しかし原発はひとたび事故を起こせば、福島第一原発事故でわかるように、火力発電所などとは次元の違う甚大な被害をもたらします。

福島県沖では事故から7年以上たった今もなお、底引き網漁業など沿岸漁業の操業自粛が続いています。また遠く離れた東北や関東の湖やダム湖でも放射能の影響でヤマメやアユ、ウナギなどの出荷制限が続いています。原発の事故がいかに水産業に甚大な悪影響を及ぼすのか、

そしていかに長期に及ぶ恐ろしい事態であるのか改めて実感しています。

しかし、瀬戸内海に面した伊方原発で同様の事故が起きたら、福島とは比較にならない致命的な被害を水産業に及ぼすことが予測されます。

まず、福島の海は開放的である上に、日本海流と千島海流がぶつかる海域にあるために、東の太平洋側にどんどん海流が流れていく環境にあります。ですから福島の海に流れ出た放射能は沖合にどんどん拡散され薄められていったのです。しかしそれでも、今なお資源操業などで漁獲された魚から時折放射性セシウムが検出され、沿岸漁業などの操業自粛が解除されていません。

また、空气中に放出された放射性物質は偏西風の影響で通常東の海上へ流されるのですが、事故直後の3月15日ごろ、わずかに1回風向きが変わり、陸域に放射性物質が降り注ぎました。このわずかに一回の風向きの変化が主因となって、福島の多くの方が今も避難を余儀なくされている大災害をもたらしたのですが、その後東北や関東に拡散した放射性物質は更に広域を汚染し、遠く離れた東京都でさえ河口の泥や下水処理場の活性汚泥から放射能が検出されたりして問題になりました。

その後福島以外では陸上の放射能汚染はあまり問題にされなくなりましたが、湖やダム湖では今なお淡水魚から放射性物質が検出され、なかなか終息の兆しはありません。それは、一般の河川と違って湖やダム湖は閉鎖的な水域であり、放射性物質がたまりやすいためです。

さて、伊方原発のある瀬戸内海は黒潮などの海流の影響を直接受けるわけでもなく、潮の満ち引きで少しずつ海水が入れ替わるような、実に閉鎖的な水域です。伊方原発に福島第一原発のような過酷事故が起きた場合、海に流れ出た放射性物質はほとんどが瀬戸内海にとどまり、海底に沈み、食物連鎖を通じて瀬戸内海の生物を汚染し続けることになります。また、大気中に放出された放射性物質も主に四国、中国、関西方面に降り注ぎ、雨で川に流されて最後は多くが海に流れ込み瀬戸内海を汚染するのです。

ごく一部が陸域に降り注いだ福島の事故とは違って、伊方原発の場合は放出された放射性物質の大部分が瀬戸内海や周辺の陸域に降り注ぎます。そして水産業に対しては想像するのも恐ろしいような壊滅的な打撃を与えることになります。

私の住む大分市は「関あじ・関さば」の産地で

す。また、近くの日出町では「城下がれい」が有名です。これ以外にも瀬戸内海に面する大分県では実に多彩な水産物が漁獲されて、漁業者の生活があり、地域の豊かな食文化があります。さらに、瀬戸内海の各県にもそれぞれに美味しい水産物があり、漁業者の暮らしがあり、それぞれの食文化があります。

しかし、万が一伊方原発で福島のような過酷事故が起きたら、恐らく瀬戸内海全域で福島県沖のように操業が禁止され、漁業者は生活の糧を奪われてしまいます。そして閉鎖的な瀬戸内海では湖やダム湖の様に汚染はいつまでも続き、半減期が30年もある放射性セシウムに汚染された場合、何百年も深刻な汚染が続く恐れがあります。

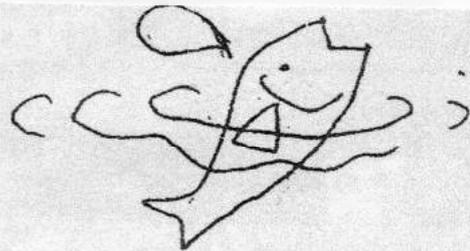
仮に、私の住む大分が運良く偏西風のおかげで放射性物質が降り注ぐことなく、住み続けることができたとしても、「関あじ・関さば」をはじめとして大分のすべての水産物は食べることができなくなります。漁業者の生活は奪われ、佐賀関伝統の一本釣り漁業をはじめとする沿岸漁業はすべて途絶え、海の幸に恵まれてきた大分の食文化も途絶え、そして二度と復活できないことは、まず間違いありません。

また、瀬戸内海の各県でも、福島のように住宅地の除染作業が行われ、何十年か後に再び住むようになれたとしても、瀬戸内海では汚染が続いたままで水産物は食用にできず、多くの地域で漁業が消滅してしまっている可能性が大きいと思います。

福島第一原発の事故でこのような事態が現実になりうるということが十分に立証されました。

原子力規制委員会は「原発事故は絶対に起きないとは言えない」と、公言しています。不測の事態で事故は起きないとは限らないわけですし、ましてやすぐそばに中央構造線断層帯が通っている伊方原発では、地震などの自然災害のリスクは他の原発より格段に高いと思います。

電力は原発以外の火力や再生可能エネルギーでいくらでも作ることができます。原発でなければ絶対にダメだという理由はどこにもありません。事故が起きれば破滅的な結果しかもたらさない原発は一日も早く停止してほしいと、切実に願う次第です。



慶長伊予地震（1596年）に学ぶ

陳述書

原告 木村謙次郎

私は大分県杵築市の一番東側に位置する奈多の区長をしています。晴れた日には高台から伊方が見えます。毎年、区において津波避難訓練をやっています。命が一番大切ということで、それぞれの班の高台に避難することにしています。しかし、避難場所には家屋はありません。伊方原発の事故による放射性物質の飛来を考えると恐ろしくなります。

実は、1596年9月1日の慶長伊予地震によって私の地域は大被害にあっています。是永六雅（これながりくが）は「豊城世譜（ほうじょうせいふ）」で、「奈多宮本社拝殿楼門鳥居残りなく沈没」と惨状を書いています。八幡奈多宮は海拔5.1mのところにあります。これが、「ことごとく崩壊」というのですから、ものすごい津波であったことがわかります。しかも、イワウ（伊予）灘が震源地というから心配です。

伊方原発事故がおこれば、私たちの住む地域とは海を隔てていて防ぐものはなく、もろに被害を受けます。私の地域の産業は農業と漁業です。どのような事態になるか、はかり知れません。

私たち杵築市区長連合会は、福島への飯舘村に行き、役場の職員さんの案内で村役場等の現地をこの目で見て、村長さんや現地の方々から直接話を聴きました。マスクをつけ、拭き取り、削り取り等放射性物質を取り除く大変な作業を

やっていました。5cmほど汚染土を取り除く作業は大変なもので、森林は宅地・畑から20mの所しかやらないそうで、溜池や河川は対象外だそうです。

取り除いた放射性物質を詰めたまっ黒なフレコンバッグの量のすごさには驚きました。山積みされたものは不気味でした。「事故に直面した時、人間の無力さを痛感した」といい、「自分も今、家族と離ればなれの生活をしている」と語り、涙ながらにバスを降りて行ったガイドの役場職員さんを忘れられません。

杵築市議会は、平成27年12月17日、「伊方原発3号機の再稼働決定の見直しと、新規制基準に周辺自治体の同意及び実効性のある避難計画を盛り込むことを求める意見書」を全会一致で可決しました。

「一度事故が起きれば、人間にはまったく制御できないのが原子力なのだ」と福島の方が語っていました。慶長伊予地震のような大地震が起れば、私たちの地域は大変なことになってしまう。伊方原発が安全だということはどうしても考えられない。さえぎるもののない対岸の私たちの生活は大打撃をうけます。福島原発事故の状況を考えて、伊方原発の運転差し止めを是非お願いします。

原発をとめるたくさんのメリット

陳述書

原告 陶山泰

◆国民の命や健康を危険に晒させてまで原発を稼働させなくてはならない正当な理由がありません

1. 原発を稼働させなくても必要な電力は確保できています。

2017年11月1日現在全国で4基の原発しか稼働していませんが、日本のどこを見ても電力不足に陥っている地域はありません

2017年10月3日から伊方原発は定期検査に入り全く稼働していませんが、四国においても電力不足は全く起きていません

2. 「原発のコストは安い」と電力会社は主張していますが、命と健康そして普通の日常生

活はコストと引き換えにはできません。

福島原発事故の賠償は被害者(被災者)達の要望を満足していませんし、国民の税金で賄おうとしています。

コストが安いからという理由で原発を稼働させてきたのなら、電力会社は自力で賠償すべきです。

廃炉の費用、賠償費用、安全対策費用、最終処分場建設費用等を安く見積もるから「原発のコストは安い」という風に見えるのです。

被害者(被災者)達が事故以前の普通の日常を取り戻せるだけの賠償を行えば、決して「原発のコストは安い」とは言えないと思います。

安全対策費にしても誰もが納得できる安全対策を講じれば天文学的数字になるでしょう。

つまるところ、「原発のコストは安い」は国民の命や健康、そして日常生活を軽んじていることに他なりません。

◆逆に原発を稼働させると数多くのデメリットが発生します

1. 非常に大きな被害をもたらす放射能災害の恐れがあります。

人為的ミス、地震や津波などの自然災害などの原因によって事故を起こす可能性は否定できず、ひとたび事故が起きれば寿命の長い放射能を大量に放出するため悪影響が長く続き、取返しのつかない放射能災害(人的被害・生物界の被害・経済的損失等)をもたらします。

また悪意ある国やテロリスト達の攻撃の標的になると、同等かそれ以上の災害が起きます

原発の新規制基準について原子力規制委員会は「この新規制基準は原子力施設の設置や運転等の可否を判断するためのものです。しかし、これを満たすことによって絶対的な安全性が確保できるわけではありません。原子力の安全には終わりはなく、常により高いレベルのものを目指し続けていく必要があります。」とホームページに記載しています。つまり「安全とは言えない」と言ってるだけで、ではどこまで安全なのかという問いには全く答えていません。

地震についても、活断層については新規制基準を設けていますが、元々活断層は地震の結果(断層がなかったところで地震が起きて断層ができた)ですので、活断層がないからといって地震が起きないわけではありませんから活断層だけの基準を作っても意味がありません。

マグニチュード7以上の地震は世界中でこの90年間に900回ほど起きているそうですが、そのうち10%もの地震が日本で起きています。日本近郊の面積を日本の領土面積の2倍と仮定してみましてもその面積は地球の表面積のわずか0.15%に過ぎません。そのわずか0.15%に過ぎない日本近郊で世界中の地震の10%もの地震が起きているわけですから、如何に日本付近に地震が集中しているのか、言い方を変えたと世界的に見て如何に日本付近が地震の巣になっているかがわかります

地震のような自然災害は人間のミスや悪意あるテロリストなどの脅威と違って、人間に

よって制御することができません。唯一の対策は原発を失くすことなのです。

2. 正常な稼働でも核のゴミ(放射性廃棄物)と呼ばれる始末に負えない「負の遺産」を発生させます。

放射性廃棄物の中には10万年以上も隔離が必要なものが存在し、政府が検討している「地層処分」は4枚ものプレートがぶつかり合う日本においては無理があります。

3. 核拡散の危険性があります

核燃料からは高濃度ウランを作れますし、使用済み燃料からはプルトニウムを取り出せます。

悪意ある国やテロリストなど犯罪者集団がこれらを奪い悪用する可能性があります。

これらを防ごうとすると膨大なコストがかかりますが、完全に防ぐことは不可能です。

4. 省エネルギーに逆行します

原発の発電ロスは極めて大きく、発生した熱の65パーセント以上が温排水として海に捨てられています。

これらは海の生態系を狂わせます。

また原発は、電力需要の変化に合わせて出力を変えられないため、出力調整用の発電所が必要となり原発稼働のために、火力、水力などの発電所が余分に作られてしまいます。

電力需要の変化に合わせて出力を変えられないということは、電力の消費を維持しなければならないということであり、人々や企業の省電力省エネルギーの意欲を減退させてしまいます。

5. 温暖化を進める

「4. 省エネルギーに逆行する」で書いたことはすべて温暖化を進めることにつながります。

また原発稼働につき込まれる予算はその分だけ、より有効な温暖化対策に使うべき予算が削られることにもなります。

◆原発を止めると再生可能エネルギー開発や省エネルギー技術の開発が進む

原発を止めると、その代わりとなる安全で高効率な発電法を開発したり、省電力技術の開発が必要不可欠となります。

そして原発稼働のための人的・経済的コストをこれら新技術の開発や送電網などのインフラ整備に振り向けることができます。

世界は脱原発の潮流にありますからこれらは日本経済の競争力を高めることにつながります。

* 陳述書(原告39名分)より抜粋 No1
次号以降に順次紹介します。

まやかしの「エネルギー基本計画」

7月3日、政府は[エネルギー基本計画]を閣議決定しました。再生エネルギーを主力電源とする一方で、原発再稼働に固執する姿勢は変わりません。急遽プルトニウム削減の文言を入れるなど、その場しのぎの内容となっています。

文責 森山賢太郎

☆原発の割合20～22%：2030年目標

図に見られるように、私たちは2011年311福島原発事故後に「原発ゼロ」の時代をすでに経験し、大きな混乱なく乗り切れたのです。

エネルギー基本計画にうたう原発割合20～22%を実現するには30基程度の原発の稼働が必要とされ、今後の老朽原発の廃炉を考慮すると、理屈上「新增設」が必要になってくるはずであるが、それは基本計画に明記しませんでした。世論の反発を恐れたためであろうとマスコミは報道していますが、世論の動向を見極めつつ、政府がどんな姑息な動きをしてくるのか、私たちは注意深く見ていかねばなりません。

これまでも「原発依存度を可能な限り低減する」と言いながら、政府は伊方原発をはじめ、川内・玄海・大井・高浜などを再稼働させ、これからさらに柏崎や東海、島根、東通原発などを稼働対象としてすすめています。言葉通りに受けとめることは決してできません。

☆急遽「プルトニウム削減」が盛り込まれた

日本だけアメリカから特別にプルトニウムの製造および再利用が認められています。(非核保有国では日本だけが特別扱いです) その元になるのが日米原子力協定です。今年7月末が改定期にあたります。特に協議をせず自動延長とされる流れになっているようです。

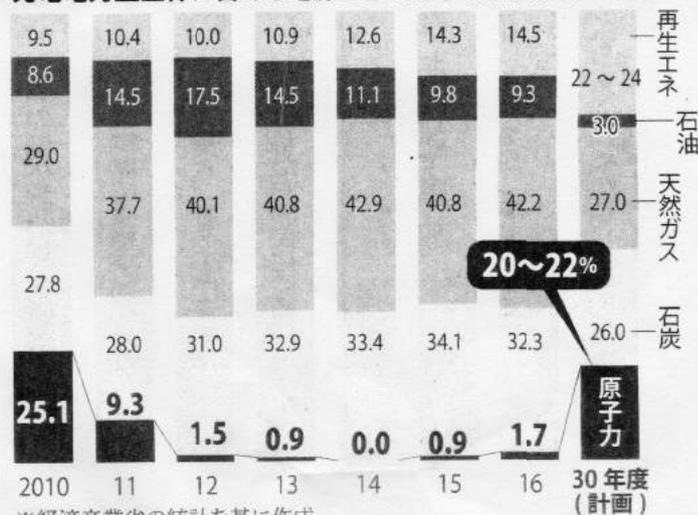
そのために、アメリカを刺激しないように「削減」の文言だけが挿入されたのでは？というのがマスコミの指摘です。(日経新聞7月4日)

☆プルサーマル発電でプルトニウム削減？

伊方原発3号機はプルトニウムをウランにまぜたMOX燃料を使ってプルサーマル発電しています。これは基本からはずれた危険きわまりない発電方法ですが、政府からプルトニウム削減を託されているわけです。

爆発事故をおこした福島原発3号機はプルサーマル発電でした。事故により猛毒のプルトニウムが大気中に拡散されているのです。

発電電力量全体に占める電源ごとの比率(電源構成)の推移

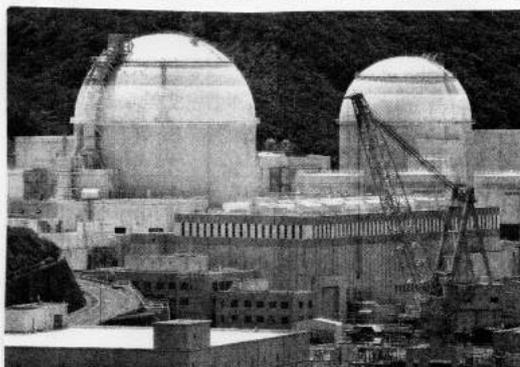


(毎日新聞7月1日)

☆「核燃料サイクル」は破綻しているのに

これこそ国民をだます、まやかしの極みです。「もんじゅ」稼働が夢として終わり、その廃炉作業に何兆円かかり何十年かかるのか見当もつかないのです。にもかかわらず、フランスのアストリッド ASTRID という、計画段階の高速実証炉にその代役を託しています。フランス政府の不透明な計画に国民のお金をどれだけつぎ込むのか見当もつかず、何十年先に果たして実現するのかわかりません。

そのために、国内の原発で可能なかぎりウランにプルトニウムを混ぜて MOX 燃料とし、すこしでもプルトニウムを削減しているという姿勢をアメリカに示そうとしているのでしょう。



再稼働した四国電力伊方原発の3号機は「プルサーマル発電」を導入している

☆47ト (原爆6千発分) は減せない!

現在国内外にあるプルトニウム総量は 47 トン (原爆 6000 発分) という途方もない量です。

120 万キロワット級原発で年間 0.4 トン程度のプルトニウム削減にしかならないそうです。その一翼を伊方原発 3 号機も担わされています。

MOX 燃料化するには通常のウラン燃料よりも数倍価格が高くなりますが、その分を国が「核燃料サイクル交付金」で電力会社の負担金を少なくしています。しかし、MOX 燃料の燃えカス、いわゆる核燃料廃棄物処理は青森県六ヶ所村の MOX 燃料工場の稼働の見通しが全くありません。

そこで各電力会社は発電所内での乾式貯蔵を模索し、地元了解を得ようと画策しています。四国電力は 5 月 25 日に、その件で伊方町と愛媛県に申し入れを行いました。しかし、伊方町は核廃棄物の”永久保管”になるのでは、との強い懸念を示しています。

☆再処理工場稼働でさらにプルトニウムは増える

六ヶ所村再処理工場は操業開始目指して悪戦苦闘を続け、今に至るも操業のめどが立っていません。(1997 年完成予定からすでに 24 回の延期) しかし、操業できないほうが好都合なのです。操業することで、さらにプルトニウムが増えるのです。するとアメリカをはじめ、国際社会から疑念の目を向けられます。

プルトニウム削減計画は全くの”だまし”であり、まやかしかありません。それでも政府は「核燃料サイクル」を前提にしています。

何故なら、そのまやかしがばれたら青森県が全国の原発の使用済み核燃料を受け取らなくなるからです。(さすがに青森県民も全国からの核のゴミ捨て場になることはのぞんでいません。) ”資源”の扱いであるはずの使用済み核燃料が、単なる核ゴミになってしまうからです。

はたしていつまで青森県民をだまし、国民をだまし続けることが続くのでしょうか。

福島は今…新聞切抜帳

6 月 27 日に亡くなった浪江町、馬場有町長 (69 歳) は 2011 年 3 月の東京電力福島第 1 原発事故から 7 年 3 カ月にわたり、町の復興に陣頭指揮を執った。

東電や国、県を糾弾する姿が目につかぶ。震災直後、国や東電から原発の状況や放射性物質の拡散予測の情報は知らされず、混乱の中で放射線量の高い地域に町民を避難させた一という自責の念。さらに町内沿岸部には津波で被災し、救助を求める人がいる中、避難のために捜索を断念せざるを得なかった。「助けられた命があった。」無念と怒りをいつも口にしていた。

このことが国や東電への不信につながった。町民が東電に慰謝料を求めた手続きで、東電と対立すると「加害者意識がひとかけらもない」と激高した。ただ、昔からの知人は「震災前はあまり感情的になったことはない」と語った。町長の重責を背負っていたのだ。(福島民友 2018 年 6 月 28 日)

1万5千人ADR(裁判外紛争解決手続) 打ち切り浪江町民7割、東電拒否で

浪江町民約 1 万 5 千人が東京電力福島第 1 原発事故に伴う精神的損害賠償の増額を求め、原子

馬場有浪江町長死去

震災から時計の針が止まったままの浪江町内を視察した馬場町長。町内を見回りながら「必ず復興させる」と語っていた。2013 年 3 月 8 日、浪江町権現堂



力損害賠償紛争解決センターに申し立てた裁判外紛争解決手続 (ADR) で、同センターは 4 月 6 日、和解仲介手続きを打ち切ったと発表した。センターによると、集団申立てでの打ち切りとしては過去最大規模。協議は約 5 年に及んだが、センターが示した賠償を一律に上乘せする和解案を東電が受け入れなかった。

町民の約 7 割が申立て、町が代理人になっていた。馬場有町長は「避難者に寄り添うどころか、突き放している」としか思えない残念な結果だ。東京電力には原発事故の原因者、加害者としての意識がひとかけらもない」とのコメントを発表した。町支援弁護士団対応を検討していく方針。

(福島民報 2018.4.7)

福島、子ども甲状腺がん

患者11人集計漏れ

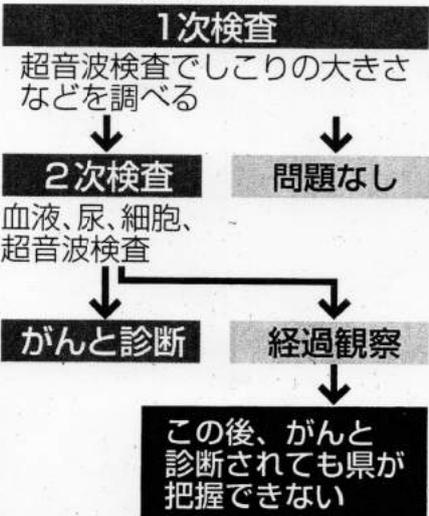
東京電力福島第1原発事故の後、福島県が県内全体的に子ども約38万人を対象に実施している甲状腺検査で、集計から漏れていた甲

状腺がん患者が11人いることが7日、関係者への取材で分かった。事故当時4歳以下も1人いた。県内で多く見つかったという子どもの

甲状腺がんは事故との因果関係を調べる検査の信頼性が揺らいだ格好だ。福島市で8日に開かれる県の「県民健康調査」検討委員会の部会で報告される。県の検査は2011年度に開始、今年5月から4

福島県の甲状腺検査の流れ

※原発事故時に18歳以下の子どもが対象



これまでがんと確定した162人、疑い36人以外にもいた！

右下記事
モニタリングポストを原子力規制委員会がどんどん撤去している
(福島民友4月17日)

甲状腺がんは事故との因果関係を調べる検査の信頼性が揺らいだ格好だ。福島市で8日に開かれる県の「県民健康調査」検討委員会の部会で報告される。県の検査は2011年度に開始、今年5月から4

巡目が始まった。これまでがんと確定したのは162人、疑いは36人になる。昨年3月、子どもの甲状腺がん患者を支援する民間非営利団体が集計漏れを指摘し、検査の実施主体の福島県立医大が、11年10月から昨年6月までに同大病院で手術を受けた患者を調べていた。

甲状腺がんは事故との因果関係を調べる検査の信頼性が揺らいだ格好だ。福島市で8日に開かれる県の「県民健康調査」検討委員会の部会で報告される。県の検査は2011年度に開始、今年5月から4

巡目が始まった。これまでがんと確定したのは162人、疑いは36人になる。昨年3月、子どもの甲状腺がん患者を支援する民間非営利団体が集計漏れを指摘し、検査の実施主体の福島県立医大が、11年10月から昨年6月までに同大病院で手術を受けた患者を調べていた。

甲状腺がんは事故との因果関係を調べる検査の信頼性が揺らいだ格好だ。福島市で8日に開かれる県の「県民健康調査」検討委員会の部会で報告される。県の検査は2011年度に開始、今年5月から4

巡目が始まった。これまでがんと確定したのは162人、疑いは36人になる。昨年3月、子どもの甲状腺がん患者を支援する民間非営利団体が集計漏れを指摘し、検査の実施主体の福島県立医大が、11年10月から昨年6月までに同大病院で手術を受けた患者を調べていた。

甲状腺がんは事故との因果関係を調べる検査の信頼性が揺らいだ格好だ。福島市で8日に開かれる県の「県民健康調査」検討委員会の部会で報告される。県の検査は2011年度に開始、今年5月から4

巡目が始まった。これまでがんと確定したのは162人、疑いは36人になる。昨年3月、子どもの甲状腺がん患者を支援する民間非営利団体が集計漏れを指摘し、検査の実施主体の福島県立医大が、11年10月から昨年6月までに同大病院で手術を受けた患者を調べていた。

甲状腺がんは事故との因果関係を調べる検査の信頼性が揺らいだ格好だ。福島市で8日に開かれる県の「県民健康調査」検討委員会の部会で報告される。県の検査は2011年度に開始、今年5月から4

巡目が始まった。これまでがんと確定したのは162人、疑いは36人になる。昨年3月、子どもの甲状腺がん患者を支援する民間非営利団体が集計漏れを指摘し、検査の実施主体の福島県立医大が、11年10月から昨年6月までに同大病院で手術を受けた患者を調べていた。

放射線監視装置 継続設置求める

規制委に市民の会

東京電力福島第1原発事故で避難指示が出た12市町村を除く市町村から放射線監視装置(モニタリングポスト)を順次撤去する原子力規制委員会の方針を巡り、モニタリングポストの継続設置を求める市民の会



武山課長(左)に要請書を提出する千葉共同代表(右)

(郡山市)は16日、規制委に方針撤回を申し入れた。規制委は2021年3月

未までに、12市町村以外にある約2400台を順次撤去する方針。申し入れに対し、原子力規制庁は「対象の地域では放射線量が十分に低減して安定しており、常設の装置による連続測定は科学的な役割を終えた。今後は可搬型の装置でも対応できる」と見解を述べ、住民の心配にはしっかりと向き合う。地域の事情を踏まえ、理解を得ながら進めたい」と回答した。

共同代表の千葉由美さん(いわき市)、片岡輝美さん(会津若松市)らが都内で武山松次監視情報課長に要請書を手渡した。

仮処分9月Xデー地裁前大集合!

2016年7月の4名の申立てからちょうど2年。12回の審尋を経て9月中に可否決定を佐藤裁判長は明言しました。期日の通知は1週間前に行われるとのこと。会員の皆様方の支え、そして弁護団の粘り強い力でこれまでやってきました。

竹内裁判長から佐藤裁判長へ

申立てを伊方原発3号機の再稼働に対して行ったときは竹内裁判長でした。当時、2017年3月までに仮処分決定という流れがあったのですが、大阪高裁へと異動されました。そして新たに着任した佐藤重憲裁判長のもとで1年以上の審尋が持たれました。

この間に大津、福井で差し止め決定がでたものの、逆流が生じます。川内原発の福岡高裁宮崎支部、大津地裁、伊方原発の松山地裁、広島地裁…。この流れの中で、佐藤裁判長は昨年12月20日に終結する動きを示していました。

ところが昨年12.13広島高裁決定で流れが変わりました。これを受けて、佐藤裁判長は3月1日、5月24日と審尋を追加したのです。

決定は予断を許さない

7月4日、関西電力大飯原発3、4号機裁判の高裁(名古屋高裁金沢支部)判決で住民側が敗訴しました。裁判長は「社会通念」を根拠に原

発は安全であるといい、また、専門家の科学的知見、専門的知見を信頼せよとも言い、さらには原発についての判断は「司法の役割を超えており、政治的な判断に委ねられるべきだ」とまで言っており、司法の独立性をみごとに放棄したかのようです。これでは3.11福島事故以前の司法の姿勢に逆戻りです。12.13広島高裁決定は別として、裁判官の多くはこのような流れを読みながら活動していることは否定できません。

司法の毅然とした判断を求める

上述のように全国的には私たちにとって大変厳しい流れがあります。私たちはもちろん、勝訴を求めて裁判に取り組んできましたが、どのような結果になろうとも、それを受け止め、次のステップへのエネルギーにしていかなければならないと考えています。先日の定期総会挨拶で岡村弁護士が、井戸謙一弁護士の言葉「なお、裁判官は期待に値する存在である」と引用されました。

会員全員にハガキで連絡します

9月中の日時がわかり次第、会員の皆様にハガキで連絡します。同時にホームページおよびメール配信します。急な連絡になりますが、大分地裁前にできる限り集まりましょう。

講演会

放射能による健康被害

講師 菅谷昭氏(医師・松本市長)

日時 8月26日(日) 14時～

会場 大分センチュリーホテル

大分市府内町1丁目 トキハ本館隣

前売 500円(当日800円)

トキハプレイガイドで取扱中

菅谷昭さんはチェルノブイリ事故後に5年半、現地で医師として医療支援活動に従事。福島事故による放射線健康被害について、適切なお話が聞けます。現在長野県松本市長。

署名用紙の集約について

同封の封筒で裁判の会事務局まで、8月末までに届けてください。切手代は自己負担でお願いします。8.26講演会に持参されてもよいです。

編集後記

・カンパをいただいた方にも送付しています。署名や物販に協力していただけるとありがたいです。
・南海トラフ巨大地震が起きたら、20年間で1410兆円の被害(土木学会6.7)。しかもこの想定には、震源域内にある伊方原発が破損することは入れてない、とのこと。日本は最貧国になりかねない、とも指摘。一刻もはやく危険性のある原発をなくすことから始めるしかありません。森山賢太郎